

経理の窓



平成19年9月1日号

残暑が厳しい日が続きます。夏の疲れがでるのは、これから、お体大切にご自愛ください。

今月の税務

法人税：7月決算法人の確定申告と納付

金融機関は決算書のここをみる

信用保証協会の保証制度に責任共有制度が平成19年10月より導入されます。これまで保証協会の保証割合は100%でしたが、金融機関20%、保証協会80%という分担になります。小規模企業等は、1,250万円までは、引き続き保証協会が100%負担します。金融機関が責任を共有することになることから、今後は「中小企業の会計指針」を適用した決算書を求められるようになると思います。

中小企業の決算書は、おもに法人税法を適用した会計処理が行われてきましたが、この指針は、商法の会計処理を取り入れて、会計の質の向上を図るもので、経営状態の把握がしやすくなる反面、会社の評価基準が厳しいものとなります。平成17年8月に公表されて、2年が経過しています。

「中小企業の会計指針」を適用した貸借対照表とは

- ①**表示区分** 1年基準で、流動資産（負債）、固定資産（負債）の区分をする。
(例) 売掛金で、1年以内に回収できる見込みがないものは、投資その他の資産の部に表示する。
- ②**貸倒引当金の計上** 金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。
(例) 法人税法に規定する法定繰入率を乗じた金額を計上する。
- ③**棚卸資産** 評価基準は、原価法又は低価法を用いる。
- ④**棚卸資産の評価損** 時価の著しい下落や品質低下・陳腐化等が生じたときは、評価損を計上する。
(メリット) 費用計上しても支出を伴わないで、利益を減らすことができる。法人税法の要件を満たした評価損は、損金の額に算入され結果として節税になる。
金融機関からは、意図的に利益を落としているので、信用される。
- ⑤**固定資産の減価償却** 経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い毎期継続して規則的な償却を行う。ただし法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。(法人税法では、任意償却です。)

- ⑥**経過勘定等** 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めず、
未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に含めなければならない。
前払費用、前受収益、未払費用及び未収収益等については、重要性の乏しいものについては、経過勘定として処理しないことができる。
- ⑦**有価証券** 保有目的の観点から、以下の4つに分類し、それぞれに応じた会計処理をする。
- (1) 売買目的有価証券 時価で計上し、評価差額は、営業外損益とする。
 - (2) 満期保有目的の債券 償却原価（取得原価）で計上し、償却原価法による差額は、営業外損益とする。
 - (3) 子会社株式及び関連会社株式 取得原価で計上する。評価差額はなし。
 - (4) その他有価証券 市場価格のあるものは、時価で計上する。著しく時価が下落した場合は、評価差額を特別損失に計上する。
市場価格のないものは、取得原価で計上する。
- ⑧**繰延資産** 商法上の繰延資産と税法上の繰延資産がある。区別して表示する。税法上の繰延資産は、長期前払費用として計上する。支出の効果が期待されなくなった場合は一時償却しなければならない。
- ⑨**金銭債務** 網羅的に計上しなければならない。（簿外債務があってはならない。）
長期借入金のうち、一年以内に返済期限のくる部分は、短期借入金に計上する。
- ⑩**税金費用・税金債務** 法人税・住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく発生基準により当期負担すべき金額を損益計算書に計上し、決算日以後に納付すべき税金債務は相当額を流動負債に計上する。
- ⑪**消費税** 消費税は、税抜方式を原則として適用する。決算日における未払（未収）消費税等は未払金（未収入金）に計上する。金額の重要性が高い場合は、未払（未収）消費税等として別表示する。
- ⑫**退職給付引当金** 退職金規程や退職給付制度を採用している会社は、引当金の計上をする。

「中小企業の会計指針」のうち、多くの中小企業にあてはまりそうな事項を掲載しました。法人税法を適用して黒字にしている決算書を、指針にそった決算書にしたなら、当期損失もありえます。結構、厳しい基準ですね。

中小企業の会計指針にそった
貸借対照表の例

(平成××年××月××日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金
受取手形
売掛金
有価証券
製品及び商品
短期貸付金
前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金(△)
流動資産合計

売掛金のうち1年以内に回収の見込みのないものは投資その他の資産の部に表示する。
回収不能な債権や取立不能見込額のあるときは、貸倒損失・貸倒引当金の処理を行う。

固定資産

(有形固定資産)
建物
構築物
機械及び装置
工具器具備品
土地
(無形固定資産)
営業権
ソフトウェア
その他
(投資その他の資産)
子会社株式
投資有価証券
長期貸付金
長期前払費用
その他
貸倒引当金(△)
固定資産合計
繰延資産
資産合計

減価償却は、每期継続して規則的な償却を行う。
法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることが出来る。

時価があるゴルフ会員権は時価が著しく下落した場合、時価がないもの、発行会社の財政状況が著しく悪化した場合は、減損処理を行う。

繰延資産は、商法上の繰延資産と税法上の繰延資産がある。区別して表示する。

負債の部

流動負債

支払手形
買掛金
短期借入金
未払金
未払法人税等
賞与引当金
その他
流動負債合計
固定負債
社債
長期借入金
退職給付引当金
その他
固定負債合計
負債合計

税金費用・税金債務
法人税・住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期負担すべき金額を損益計算書に計上し、決算日以後に納付すべき税金債務は、相当額を流動負債に計上する。

消費税は、税抜方式を原則として適用する。決算日における未払(未収)消費税等は、未払金(未収入金)に計上する。金額の重要性が高い場合は、未払(未収)消費税等として別表示する。

資本の部

資本金
資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
自己株式処分差益
資本剰余金合計
利益剰余金
利益準備金
任意積立金
当期末処分利益
利益剰余金合計
株式等評価差額金
自己株式(△)
資本合計
負債・資本合計

退職給付引当金
退職金規程や退職給付制度を採用している会社は、引当金の計上が必要である。

貸借対照表関係の注記の例

(1) 支配株主に対する債権債務	短期貸付金	×××千円
	買掛金	×××千円
	長期借入金	×××千円
(2) 有形固定資産の原価償却累計額		×××千円
(3) 担保に供している資産	土地	×××千円
	建物	×××千円
(4) 保証債務		×××千円

有限会社 た べ い
電話 043-422-5836
FAX 043-422-5844